

# 長沼町町内就業者定住促進家賃助成金交付要綱

平成30年4月1日

制定

(目的)

第1条 この要綱は、町内の民間賃貸住宅に移り住む町内就業者に対し、長沼町町内就業者定住促進家賃助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、町内就業者の定住の促進、雇用の確保及び良質な賃貸住宅への誘導を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内の事業所 町内に所在する事業所又は新たに町内に開業する事業所をいう。
- (2) 町内就業者 町内で就業又は就農する次のいずれかに該当する者をいう。
  - ア 正職員（雇用期間の定めのない雇用契約を締結している者に限る。以下同じ。）
  - イ 個人事業主（農業従事者を含む。以下同じ。）
- (3) 民間賃貸住宅 建物所有者との賃貸借契約により賃借人が自己の居住の用に供する住宅をいう。ただし、次に該当するものを除く。
  - ア 町営住宅その他公的な賃貸住宅
  - イ 社宅、寮その他の雇用者から貸与されている住宅
  - ウ 三親等内の親族が所有している住宅
  - エ 昭和56年6月以前に着工した旧耐震の住宅
  - オ 別表の最低居住面積水準を満たせない住宅
- (4) 入居者 民間賃貸住宅に居住する全ての者をいう。
- (5) 住民登録 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する町の住民基本台帳に記録されていること（外国人住民にあつては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもって記録されている場合に限る。以下同じ。）をいう。
- (6) 家賃 民間賃貸住宅の賃貸借契約に定められた賃貸料の月額（管理費、共益費、駐車場料金その他の賃貸住宅の管理に係る料金を除く。以下同じ。）をいう。
- (7) 若者単身者 40歳未満の単身の町内就業者をいう。

(8) 若年世帯 40歳未満の町内就業者がいる世帯をいう。ただし、町内就業者の転入日以前から町内に住む同居者は世帯員に含めないものとする。

(9) 子育て世帯 18歳に達する年度終了までの子が居住し、かつ、その子を扶養している町内就業者がいる世帯をいう。ただし、町内就業者の転入日以前から町内に住む同居者は世帯員に含めないものとする。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす町内の民間賃貸住宅に居住する町内就業者とする。

(1) 助成金の交付申請年度の1月1日現在、入居者が町内の民間賃貸住宅に居住及び当該所在地に住民登録していること。

(2) 平成30年3月1日以降に町外から転入し、転入の前日1年間において町内に住所を有していなかった者であること。

(3) 本町に転入した翌月から2年以内に、この助成金の初回の交付申請を行う者であること。

(4) 入居者が民間賃貸住宅の賃貸借契約の名義人となり、当該住宅の家賃を支払っていること。

(5) 入居者に国家公務員、地方公務員又は地方独立行政法人の役員若しくは職員がないこと。

(6) 入居者に外国人を含む場合は、その外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に基づき永住許可を受けた者であり、住民登録されていること。

(7) 入居者が町又は転入前の住所地の市町村において納入すべき税及び使用料等を滞納していないこと。

(8) 入居者が生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けていないこと。

(9) 入居者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。

(10) 入居者が町内に他の住宅を所有又は借用していないこと。

(11) 過去にこの要綱による助成金の交付を通算して36月受けていないこと。

2 前項第2号から第9号まで及び第11号の助成条件を満たす町内就業者で、民間賃貸住宅から町内において自己が所有し、かつ、居住するための家屋に住民登録を変更した者は、引き続き助成対象者とする。

(助成額等)

第4条 助成金の額は、入居者の家賃から事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する全ての住宅手当の月額を控除した自己負担額（1,000円未満の端数は切捨て）とし、月額の助成限度額は次の各号に掲げる区分とする。

(1) 若者単身者 6,000円

(2) 若年世帯 9,000円

(3) 子育て世帯 12,000円

2 助成金を受けることができる期間は、助成金の交付条件を満たした月から36月を限度とする。

3 交付申請ができる家賃は、申請年度の4月分から3月分の家賃とする。

4 若年単身者、若年世帯及び子育て世帯の区分が変更となったときは、変更となった月の翌月から変更後の限度額を適用する。

5 助成金は、家賃、住宅手当等に変更があった月分以降、助成金の額を変更する。

6 助成金の交付対象となる期間において、入退去により日割で計算する家賃の支払がある場合における当該月の家賃については、助成金の交付対象としない。

7 若年単身者及び若年世帯は、40歳に達した日（誕生日の前日）の翌月以降の家賃については、助成金の交付対象としない。

8 前条第2項の規定により交付申請できる家賃は、町内の民間賃貸住宅の家賃であり、住民登録されていた月の前月までの家賃とする。

(交付の申請及び決定)

第5条 助成金の交付の申請を受けようとする町内就業者（以下「申請者」という。）は、長沼町町内就業者定住促進家賃助成金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて町長に申請しなければならない。ただし、次年度以降も継続して申請する場合は書類の添付を一部省略することができる。

- (1) 入居者の住民票（発行日から1月以内のものに限る。）
  - (2) 入居者の町税等に係る納税証明書。ただし、住民税賦課期日後に転入した場合は、転入前の市町村の住民税に係る納税証明書（交付申請時点で最新のものに限る。）
  - (3) 民間賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（契約者、家賃の額及び支払の時期のわかるものに限る。）
  - (4) 長沼町町内就業者定住促進家賃助成金対象額計算書（別記様式第2号）
  - (5) 雇用及び住宅手当支給証明書（別記様式第3号）
  - (6) 就業申立書（別記様式第4号）（個人事業主又は農業従業者）
  - (7) 誓約書兼同意書（別記様式第5号）
  - (8) その他町長が必要と認める書類
- 2 助成金の交付申請は、初めて助成金の交付申請をする年度を除き、4月末までに行わなければならない。
- 3 町長は、第1項に規定する申請があったときは、その内容を速やかに審査し、申請内容が適正であると認めた場合は、長沼町町内就業者定住促進家賃助成金交付（不交付）決定通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（申請事項の変更の届出）

第6条 前条第3項の規定により助成金の交付決定通知を受けた者は、申請書の記載事項に変更が生じたときは、直ちに長沼町町内就業者定住促進家賃助成金変更（中止）交付申請書（別記様式第7号）を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の申請があったときは、長沼町町内就業者定住促進家賃助成金変更交付（不交付）決定通知書（別記様式第8号）により交付対象者に通知するものとする。

（実績報告及び助成金の請求）

第7条 第5条第3項又は前条第2項に規定する助成金交付決定通知を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）は、助成金の交付請求を行うときは、長沼町町内就業者定住促進家賃助成金実績報告書兼交付請求書（別記様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて3月10日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 家賃等の支払が完了したことを証明する書類の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(助成金の交付)

第8条 町長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を速やかに審査し、請求内容が適正であると認めた場合は、長沼町町内就業者定住促進家賃助成金交付通知書（別記様式第10号）により通知するとともに、当該会計年度内に助成金を交付するものとする。

(実態調査等)

第9条 町長は、助成金を適正に交付するために必要とする場合は、申請者若しくは交付対象者に対し報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

2 交付対象者は、町の実施する事業の効果を確認するための調査に協力しなければならない。

(交付対象資格の喪失)

第10条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該月分以降の助成金は交付しない。

(1) 第2条第7号から第9号までに規定するいずれの要件にも該当しなくなったとき。

(2) 第3条に規定する助成金の交付対象に該当しなくなったとき。

(助成金の決定の取消し)

第11条 町長は、交付対象者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたときは、助成金の交付決定を取り消すものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付の決定を取り消したときは、その旨を長沼町町内就業者定住促進家賃助成金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により交付対象者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により助成金の交付を取り消したときは、既に支払った助成金の全部又は一部について、期限を定めて当該交付対象者に対し、その返還を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定により助成金の返還請求をするときは、長沼町町内就業者定住促進家賃助成金返還請求書（別記様式第12号）により行うものとする。

3 第1項の規定により助成金の返還請求を受けた交付対象者は、当該助成金を町長が定める期限までに返還しなければならない。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成30年度の第5条第2項に規定する助成金の交付申請に関する同項の規定の適用については、同項中「毎年1月から」とあるのは、「毎年4月から」とする。

(要綱の失効)

3 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに助成金の交付決定を受けた者は、この限りでない。

別表（第2条関係）

世帯人数	2人未満	2～4人	4人を超える
最低居住面積水準	25m <sup>2</sup>	(10m <sup>2</sup> ×世帯人数+10m <sup>2</sup> )	(10m <sup>2</sup> ×世帯人数+10m <sup>2</sup> ) ×0.95